



大型車通行適正化に向けた 近畿地域連絡協議会

令和6年11月20日17:00

資料配布 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

京阪神圏の12箇所特殊車両の一斉取締りを実施しました ～ 12箇所合計で違反車両計19台に指導実施 ～

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会は、道路構造物の劣化に多大なる影響を与える道路法違反車両への対策強化のため、京阪神圏において12箇所で一斉に特殊車両の取締りを実施しました。

実施結果の速報値として、12箇所合計で43台を計測、うち違反のあった19台について指導を行いましたので、お知らせします。

○取締日時 : 令和6年11月20日(水) 14時00分～16時00分

○取締場所 : 大阪府, 京都府, 兵庫県の2府1県の12箇所で実施

○取締結果 :

道路管理者	取締場所		計測台数	違反台数 (道路法違反)
国土交通省 近畿地方整備局	一般国道171号	大阪府三島郡島本町	5台	1台
	一般国道1号	京都府八幡市	5台	2台
	一般国道43号	兵庫県西宮市	3台	1台
大阪府	府道2号線	大阪府八尾市	3台	1台
大阪市	大阪市道福島桜島線	大阪府大阪市	5台	1台
兵庫県	一般国道175号	兵庫県丹波市	3台	1台
	一般国道373号	兵庫県佐用郡佐用町	3台	2台
神戸市	神戸市道夢野白川線	兵庫県神戸市	7台	6台
西日本高速道路(株)	名神高速道路	大阪府茨木市	4台	1台
阪神高速道路(株)	阪神高速12号守口線	大阪府守口市	1台	1台
	阪神高速5号湾岸線	兵庫県神戸市	2台	1台
本州四国連絡高速道路(株)	神戸淡路鳴門自動車道	兵庫県神戸市	2台	1台
合 計			43台	19台

連絡協議会では、道路の適正かつ安全な利用を促進するために、特に道路構造物を劣化させる要因である違反車両対策の取組みを強化しております。今後も道路インフラを守るため『積み過ぎ禁止！ルール厳守で道路を守ろう！！』をスローガンに大型車両の通行適正化の各種取組みを行います。

<問合せ先> 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 事務局

国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

交通対策課長 あしたに 芦谷 じろう 次郎

道路構造保全官 きむら 木村 のぶお 信雄 TEL: 06-6945-9107 (直通)

代表的な取締状況写真



【国道171号 大阪府三島郡島本町】

＜取締状況＞（違反車両ではありません）



【国道1号 京都府八幡市】

＜計測状況＞（違反車両ではありません）